

第8期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月17日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催
場所

霞が関ビルディング26階
当社本店会議室(セミナールーム)
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

議決権行使書提出期限

2022年6月16日(木曜日)午後5時00分まで

Power of Equity

IR Japan



目次

第8期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	11
第1号議案 剰余金の処分の件	11
第2号議案 定款一部変更の件	12
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)3名選任の件	14
〈添付書類〉	
事業報告	20
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告書	49

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

証券コード: 6035

(証券コード 6035)
2022年5月26日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、**本総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクを低減させるため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはインターネットを通じてのご出席をご推奨申し上げます。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性がございます。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますのであらかじめご了承ください。また、株主様との感染リスクを避けるため、議長を含む取締役全員が会場に会場せず、インターネットを利用しての出席となります。**詳細につきましては6頁「出席型オンライン株主総会のご案内」をご参照ください。

また、当日ご出席になる場合でも通信障害等に備え、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月16日（木曜日）午後5時（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による事前の議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト

(<https://www.net-vote.com/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(詳細につきましては4頁「インターネットによる事前の議決権行使についてのご案内」をご参照ください。)

本総会は、出席型のハイブリッドバーチャル総会として実施しますので、当日、インターネットを利用して出席し、議決権を行使することも可能です。なお、詳細につきましては6頁「出席型オンライン株主総会のご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月17日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング26階 当社本店会議室(セミナールーム)

3. 目的事項

報告事項

1. 第8期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

4. 事前の議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による事前の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、事前に議決権行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に事前の議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.irjapan.jp>) に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告の一部であります。また「連結計算書類のうち連結注記表」および「計算書類のうち個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保するための体制
 - ②業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ③剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ④連結計算書類のうち連結注記表
 - ⑤計算書類のうち個別注記表
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.irjapan.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。
 4. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
 5. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただきます。またインターネットによるライブ配信の録画・録音・同時配信等については禁止とさせていただきます。これらの行為を原因とする損失や損害については当社は一切責任を負いかねますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
 6. 新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、株主総会会場での当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席数が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますのであらかじめご了承ください。

事前の議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により事前に行使いただくことができます。また、出席型オンライン株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、新型コロナウイルスの感染状況や通信障害の発生等を鑑み、可能な限り、事前に議決権行使を済ませたくため、出席型オンライン株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。



1 郵送で事前に議決権行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年6月16日（木曜日）**
午後5時到着分まで



2 インターネットで事前に議決権行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

行使期限 **2022年6月16日（木曜日）**
午後5時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより議決権を重複して事前に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご留意事項

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、フィーチャーフォン等一部の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットによる事前の議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.net-vote.com/>



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインIDおよびパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」および「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる事前の議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

出席型オンライン株主総会のご案内

1. 出席型オンライン株主総会とは

出席型オンライン株主総会とは、リアル株主総会（一般的に取締役や株主様が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会をいいます。）の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主様が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいい、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日策定）」におけるハイブリッド出席型バーチャル株主総会に相当するものです。

本株主総会は、この出席型オンライン株主総会として開催いたしますので、インターネットを利用してのご出席を希望される株主様は、本書記載の注意事項をよくご覧いただきご理解いただいたうえで、事前にご出席の申込をお願いいたします。当日インターネットを利用してご出席された株主様は、インターネットによるライブ配信に加え、総会開催中でのご質問や議決権の行使を行うことができます。

なお、出席型オンライン株主総会にご出席される際は、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safariのいずれかのブラウザの最新バージョンをご利用ください。

2. 出席型オンライン株主総会への出席申込方法について

本出席型オンライン株主総会は、Microsoft®のTeams®を使用して開催いたします。

インターネットを利用してのご出席を希望される株主様は、以下の手順により出席型オンライン株主総会への事前申込が必要となります。

- ①パソコン、タブレット、スマートフォンから以下のサイトにアクセスし、所定の項目をご入力しご登録ください。（登録期限：2022年6月16日（木曜日）午後5時まで）

https://www.irjapan.jp/ir_info/meeting/index.html

- ②登録手続きが完了しますと、ご登録いただいたメールアドレスに受付完了のメールが届きます。

出席型オンライン株主総会への詳しいご出席方法につきましては後日「登録完了のお知らせメール」にてご案内いたします。

3. 総会当日での質問とそのお取り扱いについて

出席型オンライン株主総会にご出席された株主様は、Microsoft® Teams®のチャット機能により、総会の開催中ご質問をすることができます。なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 出席型オンライン株主総会に株主様にご出席し、ご質問するためには、Microsoft® Teams®にアクセス可能なパソコン、タブレット、スマートフォンが必要です。パソコンからはブラウザを通じてアクセス可能ですが、タブレット、スマートフォンからアクセスされる場合にはMicrosoft® Teams®のモバイルアプリのダウンロードが必要です。詳細につきましては、ご出席申込後、登録手続完了時に送信される「登録完了のお知らせメール」をご参照ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防および円滑な議事運営上の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、ご質問を希望される場合でも、頂戴した質問のすべてを受け付け、回答することはいたしかねる場合があります。また、本サイトからのご質問の受付時間につきましては、株主総会の開会から質疑応答開始後5分までとさせていただきます。
- (3) 質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、または本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。
- (4) 円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、株主総会会場へのご来場によりご出席された株主様からご提出いただいたもののみを取り上げ、インターネットを利用してご出席された株主様からのご提出は受け付けないこととさせていただきます。(動議を提出する可能性のある株主様は、株主総会会場へご出席ください。)
- (5) 当日、総会会場へのご来場によりご出席された株主様から動議提案がなされた場合など、招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、インターネットを利用してご出席された株主様は賛否の表明ができません。その場合、インターネットを利用してご出席された株主様は、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使して当日出席しない株主様の取り扱いも踏まえ、棄権または欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。

4. 議決権の行使とそのお取り扱いについて

インターネットを利用してご出席された株主様は、出席型オンライン株主総会専用サイトより総会開催中の受付時間内に限り議決権を行使することができます。なお、議決権につきましては株主総会の開会から閉会までの間に行使されたものに限り有効といたします。その他、以下の点をご了承ください。

- (1) 事前に議決権行使書用紙を郵送されている場合の優先順位は、①当日インターネットを利用してご出席中の出席型オンライン株主総会専用サイトを利用した議決権行使、②議決権行使書用紙の郵送による議決権行使の順序といたします。したがって、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、インターネットを利用してご出席され再度受付時間内に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使された場合は事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、インターネットを利用してご出席中に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使されなかった場合は、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持するお取り扱いといたします。
- (2) 事前に議決権を行使せず、またインターネットを利用してご出席中においても受付時間内に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに株主総会会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取り扱いといたします。
- (3) 出席型オンライン株主総会専用サイトを利用した議決権行使においては、「賛成」、「反対」のいずれかの賛否のご表示をいただきます。第3号議案の賛否について、一部の候補者につき異なる意思を表明することは可能ですが、必ずすべての議案につき受付時間内に議決権の行使をお願い申し上げます。
- (4) 受付時間内に複数回議決権行使を行った場合は、受付時間内の最終の議決権行使のみを有効といたします。
- (5) インターネットによるライブ配信のご視聴のみであれば、書面による事前の議決権行使、インターネットによる事前の議決権行使の方法により議決権行使を行っていた株主様の事前の議決権行使の効力は破棄されません。

5. その他オンライン出席にあたりご了承ください事項について

出席型オンライン株主総会にご出席される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。

オンライン出席は、株主様に対して、株主総会会場へのご来場によるご出席に加え、追加的な出席手段をご提供するものです。また技術的な制約もありますことから、株主総会会場へのご来場によるご出席とは異なる環境やお取り扱いをせざるを得ない場合があります。異なる環境や異なるお取り扱いにご了承ください。ご了承ください。

(1) 当社は出席型オンライン株主総会の開催、運営にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境の影響や大量アクセスにより、出席型オンライン株主総会につながりにくくなったり、インターネットによるライブ配信の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があります。状況によっては中止することがあります。このような通信障害等により株主様に生じた不利益に関して、当社は一切責任を負いかねます。インターネットを利用してご出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませたうえで、出席型オンライン株主総会にご出席ください。

また、インターネットによるライブ配信を行わない場合または変更がある場合は当社IR情報ページ (<https://www.irjapan.jp>) にてお知らせいたします。

(2) 代理人にご出席いただく場合は、株主総会会場へのご来場により出席される場合のみの対応とさせていただきます。

(3) ご使用のパソコン環境（機種・性能等）やインターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、インターネットを利用される株主様のご負担となります。なお、快適にご視聴いただくため、スマートフォンやタブレットでのご視聴はWi-Fi環境をご推奨いたします。

(4) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におかれましては、株主総会会場へのご来場によるご出席と比較して、制約事項や

想定外の不利益が生じる可能性がございます。

- (5) インターネットによるライブ配信の映像や音声データを公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- (6) 第三者へのID、パスワードの提供は、固くお断りいたします。
- (7) インターネットによりご出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱す等議事の運営に支障をきたすと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- (8) 株主総会会場へのご来場によりご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、インターネットによるライブ配信の映像は株主総会会場の後方からの映像とさせていただきます。
- (9) インターネットによるライブ配信の音声は日本語のみとなります。
- (10) お問い合わせ先

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株主総会事務局
03-3519-6750

※回線環境の都合上、お電話がつながりにくかったり、ご回答にお時間をいただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行ううえで必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 68円00銭
配当総額 1,207,913,036円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(1) <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>(3) <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、またその経験と能力を当社の経営に十分に発揮していただくため、取締役1名を増員して取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	再任 寺下史郎	代表取締役社長・CEO	18回中18回 (100%)
2	新任 古田温子	経営企画部長	—
3	新任 藤原 豊	経理総務部長	—

候補者番号

1

てら した し ろう
寺下 史郎

1959年1月5日生

再任



取締役在任期間

7年5か月

取締役会への出席状況

100% (18回/18回)

所有する当社株式の数

9,055,100株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社
- 1997年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社
- 2001年1月 同社執行役員
- 2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）
- 2006年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員
- 2007年4月 同社取締役副社長
- 2007年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長
- 2007年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長
- 2008年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任）
- 2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員
- 2015年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）
- 2017年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
- 2021年2月 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO（現任）
- （重要な兼職の状況）
- 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO
- 経済産業省「企業価値研究会」委員
- 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界においてその存在価値を示していることに加え経済産業省における様々な研究会の委員を歴任する等多方面において積極的な交流を行っており、当社グループの様々な部門に精通する等当社の取締役に応じ得る経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

候補者番号

2

ふる た あつ こ
古田 温子

1967年9月9日生

新任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1990年 4月 野村証券株式会社入社
- 2002年 5月 同社 I Bコンサルティング部課長
- 2014年 9月 株式会社アイ・アール ジャパン入社
- 2016年 5月 当社経営企画室長
- 2016年 5月 株式会社アイ・アール ジャパン経営企画室長（現任）
- 2017年 7月 同社企画本部長（現任）
- 2017年 8月 同社投資銀行第三本部長
- 2019年 6月 同社取締役（現任）
- 2019年 6月 同社投資銀行第三本部 管掌・本部長（現任）
- 2019年 9月 当社経営企画部長（現任）
- 2021年 2月 株式会社JOIB取締役 投資銀行本部管掌（現任）
- 2021年11月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員（現任）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

6,300株

（重要な兼職の状況）

- 株式会社アイ・アール ジャパン取締役
- 同社投資銀行第三本部 管掌・本部長、企画本部長、経営企画室長
- 株式会社JOIB取締役
- 同社投資銀行本部 管掌
- 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員

取締役候補者とした理由

証券業界において蓄積した投資銀行部門に関する深い経験と知識を生かすことで当社グループのさらなる成長への貢献が期待できるとともに、当社グループにおける根幹業務であるエクイティ・コンサルティング部門を統括する等現場にも精通し、当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

候補者番号

3

ふじ わら

藤原

ゆたか

豊

1971年8月13日生

新任



略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 西松建設株式会社入社
2010年9月 株式会社アイ・アール ジャパン入社
2011年4月 同社コーポレートプランニングユニット長
2013年1月 同社経理総務ユニット長
2015年2月 当社経理総務ユニット長
2017年1月 株式会社アイ・アール ジャパン管理本部長
2017年7月 同社業務本部 副本部長
2019年9月 当社経理総務部長（現任）
2020年1月 株式会社アイ・アール ジャパン管理本部長（現任）
2021年2月 株式会社JOIB管理本部長（現任）
2022年5月 株式会社IRJビジネスコンサルティングスタッフ取締役（現任）

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

1,200株

（重要な兼職の状況）

株式会社IRJビジネスコンサルティングスタッフ取締役

株式会社アイ・アール ジャパン管理本部長

株式会社JOIB管理本部長

取締役候補者とした理由

総務、人事、経理に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループにおいても管理部門を管掌し当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、寺下史郎氏との間で補償契約を締結しており、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を当社が補填することとしております。寺下史郎氏の再任が承認された場合、また古田温子氏および藤原豊氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記補償契約を継続、または締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に故意または重大な過失がないときは被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。寺下史郎氏の再任が承認された場合、また古田温子氏および藤原豊氏の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補者の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

＜方針＞

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

(1) 選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補者も、以下に挙げるすべての基準を満たすこととします。

(社内取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること
- ⑤当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

(社外取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

(2) 解任提案基準

以下に挙げる基準の一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ①反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ②法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ③職務執行に著しい支障が生じたこと

④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年、株主総会での選任の対象とされる。
- ②監査等委員である取締役については、2年ごと、株主総会での選任の対象とされる。
- ③すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定される。

【当社社外役員の独立性について】

当社の取締役（監査等委員）である大西一史氏、家森信善氏、能見公一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、大西一史氏は、当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である株式会社電通の出身ですが、2010年には既に同社を退職しており、10年以上が経過しております。また同社との取引規模は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、十分な独立性を有していると考えております。

【スキル・マトリックス】

	経営・ 企業戦略	事業戦略	マーケティ ング	ESG経営	金融・ ファイナンス	グローバル	法務・ リスク管理	監査・ 内部統制
寺下 史郎	○	○	○	○		○	○	
古田 温子	○	○	○		○	○	○	
藤原 豊	○			○			○	○
大西 一史	○	○				○	○	○
家森 信善				○	○	○	○	○
能見 公一	○	○	○		○	○	○	○

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (2022年3月期)		前連結会計年度 (2021年3月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	8,402	1.4	8,284	7.8
営業利益	3,489	△14.5	4,080	12.5
経常利益	3,477	△14.6	4,070	12.7
親会社株主に帰属する当期純利益	2,434	△13.1	2,802	14.6

当社グループの当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の売上高は、前年同期に比べ1.4%増加し、過去最高の8,402百万円となりました。営業利益は同14.5%減少の3,489百万円、経常利益は同14.6%減少の3,477百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同13.1%減少の2,434百万円となりました。

売上高においては、企業再編への序幕は上がったものの、アクティビスト活動が弱含みで推移したこともあり、エクイティ・コンサルティング業務の通常プロジェクト（50百万円未満）は、前連結会計年度同様、高い水準でのエクイティ・コンサルティングの受託を継続しましたが、売上伸長は停滞しました。加えて、投資銀行専門連結子会社J O I Bの順調なスタートにより、企業支配権争奪等の投資銀行業務におけるPA業務*1とFA業務*2の大型プロジェクト（50百万円以上）については、パイプラインも含めて受託を大幅に増加いたしました。当連結会計年度中においてプロジェクトの実施の見送り、プロジェクト売上の当初予想からの減額、次年度へのプロジェクトの繰り越しにより、過去最高の売上高を達成したものの、予想を大幅に下回る結果に止まりました。利益面についてはJ O I Bの人材体制強化ならびに証券代行業務等のシステム投資により販管費が増加したため、前年同期を下回る結果となりました。

連結会計年度2期に渡り売上予想未達であった結果を重く受け止め、社外取締役を除く取締役の報酬に関して、次年度1年間、代表取締役社長については20%、取締役については15%減額することを決定しています。当社グループはIR・SR業務の強固なプレゼンスを基盤として、アクティビスト・ESG対応、企業再編等の投資銀行業務を成長のドライバーとして推し進めており、我が国の資本市場の今後の劇的な変化に最も対応できる唯一無二のビジネスモデルを構築していることを強く認識しております。企業支配権すなわち議決権の確保における圧倒的な実績をアドバンテージとし、オフェンス・ディフェンス両サイドから多種多様な企業再編をリードする役割を担ってまいります。これに伴い、大型プロジェクトが売上の過半数を占め通期予想の変動が今後も続くことが余儀なくされますが、中・長期的な売上・利益の成長の道筋は確固たるものと確信しております。

なお、来たる6月の株主総会に関しては、議決権行使助言会社がコロナ禍を理由に引き続きROE基準の適用免除を決定するなど依然としてSR需要は緩慢な状況を呈しておりますが、2022年に入りアクティビストによる株主提案が増加するなど活動が再活発化しつつあり、さらに環境アクティビストによるESGに関連する株主提案が増加するなど、ここに来てエクイティ・コンサルティング需要に動きが出てまいりました。加えて、アクティビストの活動活発化を契機とした上場会社に対する再編提案・非公開化提案の増加や、東京証券取引所が行った新市場区分への変更に伴う流通性の乏しい株式の市場放出と上場各社における株主支配権構造の見直し機運、ストラテジックバイヤー（事業会社）による敵対的な支配権争奪及びM&Aの積極化など、再編やM&Aが企業の成長戦略の重要な手段として認識されつつあり、当社グループの圧倒的な実績を誇るPA・FA業務への引き合いが増しています。

*1 PA業務;プロキシー・アドバイザー業務：委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

*2 FA業務;フィナンシャル・アドバイザー業務：アクティビスト対応、敵対的TOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (2022年3月期)			前連結会計年度 (2021年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	7,870	93.7	3.4	7,614	9.2
ディスクロージャーコンサルティング	344	4.1	△27.6	475	△8.9
データベース・その他	187	2.2	△3.5	194	4.9
合計	8,402	100.0	1.4	8,284	7.8

①IR・SRコンサルティング

SRアドバイザー（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等）、プロキシー・アドバイザー（PA：委任状争奪におけるすべての戦略立案と実行、臨時株主総会の招集と対応、委任状回収・集計等）、フィナンシャル・アドバイザー（FA：敵対的TOB対応、自社株TOB、TOB応諾シミュレーション、プレースメント・エージェント（第三者割当増資）、M&AおよびMBOのすべての戦略立案・エグゼキューション等）、証券代行事業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ3.4%増加の7,870百万円となりました。

(a) 大型プロジェクト（50百万円以上）の契約件数および売上金額（実績）の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2022年3月期	13	1,692	15	1,855	28	3,547
2021年3月期	13	1,694	12	1,751	25	3,446
増減	-	△2	3	104	3	101

(b) 大型プロジェクト（50百万円以上）の種類および売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	当連結会計年度 (2022年3月期)	前連結会計年度 (2021年3月期)
支配権争奪PA・FA	1,574	1,302
アクティビスト対応PA・FA	1,091	1,543
MBO等企业側FA	697	485
大型SR・PA	184	114
計	3,547	3,446

当連結会計年度の通常プロジェクト（50百万円未満）の受託合計は、前年同期に比べ0.3%増加の4,854百万円となりました。

株主判明調査、議決権の安定的な確保を目的としたSRアドバイザリー業務は、アクティビスト並びに議決権行使助言会社の緩慢な動きもあり、需要は弱含みで推移しました。一方、東証の市場区分見直しに対応した企業価値向上アドバイザリー、B/Sシミュレーション、ストラテジックレビュー等、当社グループ独自の高度なエクイティ・コンサルティング業務の受託ならびにESG関連のコンサルティングの受託は順調に進捗しました。

IR・SR業務における上場企業のお客様との関係強化ならびに投資銀行業務の拡大を目的として、本年5月に子会社アイ・アールジャパンの完全子会社として株式会社IRJビジネスコンサルティングスタッフを設立し、株式会社アイ・アールジャパンが従来行っていたバックオフィス事業を2022年7月1日を効力発生日とする会社分割により同社に承継させる予定であります。新しい組織体制のもと、IR・SR業務の迅速かつ効果的な展開とともに、従来以上に付加価値の高いエクイティ・コンサルティング、ならびにM&Aの提案に弾みがつくことが期待されます。

大型プロジェクト（50百万円以上）の受託合計は、前年同期に比べ3.0%増加の3,547百万円を計上しました。

当連結会計年度の大型プロジェクト完了においては、敵対的TOB関連の支配権争奪PA・FAや企業・事業再編に関わる包括的PA・FAを中心に受託を継続しているものの、アクティビスト対応PA・FAにおいて前年同期から受託金額が減少したこともあり、増収率は低い伸びにとどまりました。一方、ストラテジックバイヤー（事業会社）による企業再編に関連したPA・FA業務の受託は次年度への繰越案件も含めて大幅に拡大いたしました。TOB（株式公開買い付け）や委任状争奪を戦略のコアとする企業再編へのニーズは一段と高まっており、この分野で当社グループの揺るぎない成功実績は、新たな引き合いを喚起しながら大きな需要を創出していくことが見込まれます。また、アクティビスト活動においても、大型の案件が発生するとともに、環境アクティビスト団体からの気候変動対応に関連した新たな株主提案提出が過去最高になるなど、今後は複雑なアクティビスト対応への需要が増加することが期待されます。当社グループは、最先端のマーケットインテリジェンス・ESG情報を全世界から収集・分析することで、アクティビストの窓口である通常のIR・SR業務の支援から有事のTOBならびに委任状争奪に関して、独自のデータベース、ノウハウそしてエグゼキューション能力を武器に、他に例の無い、高度なエクイティ・コンサルティングを、多種多様なお客様の株主共同の利益を向上させることを目的として、加速度的に浸透させてまいります。現在、次年度へ繰越した大

型プロジェクトの早期完了に注力するとともに、上記の大型プロジェクト需要に即応した提案が奏功し、新たなパイプラインが着実に積み上がっております。

証券代行業務においては、受託決定済み企業は2022年3月31日時点で70社、管理株主数は410,426名となりました（前年同期の受託決定済み企業は72社、管理株主数は390,152名）。当社グループは2021年8月20日に株式会社SMB C信託銀行と証券代行業務に関する業務提携契約を締結し、SMB C信託銀行は、関係機関の承認のもと、2021年12月より証券代行業務へ新規参入し、当社グループはSMB C信託銀行が受託した証券代行業務の事務受託を行ってまいります。本業務提携により、お客様のニーズにお応えする付加価値の高い証券代行サービスを、新規株式公開企業を中心に、より積極的に推進させてまいります。

②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、ESG開示に関するコンサルティングサービスの受託が増加した一方、統合報告書等の支援において単独プロジェクトの受託からSRコンサルティング受託の一部としての案件を優先させたため、売上高は前年同期に比べ27.6%減少の344百万円となりました。

③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ3.5%減少の187百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は486百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額 (百万円)
株主データベースに関するシステム構築	224
判明調査WEB化プロジェクト	84

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイティ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

我が国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしている中、当社グループはこうした変動の中での中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity®*3（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所プライム市場上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

*3 Power of Equity®; 「Power of Equity」は、当社子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です（登録第6196294号）。

①SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR

部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度およびその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。今後もコーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援やESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレート・ガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、我が国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

②投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主／アクティビストに関する情報力・コンサルティング力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフリクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスを行っております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内に多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

③付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、70の発行体企業様（管理株主約40万人 2022年3月31日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社では単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへ

の対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まった我が国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後のご支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応えし続け当社グループの信頼をより強固なものとするに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社グループ独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

④人的資源の拡充

当社グループの取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第5期 2019年3月期	第6期 2020年3月期	第7期 2021年3月期	第8期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	4,827	7,682	8,284	8,402
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	976	2,445	2,802	2,434
1株当たり当期純利益 (円)	54.82	137.32	157.81	137.07
総資産 (百万円)	5,051	7,712	8,410	9,027
純資産 (百万円)	4,008	5,212	6,647	7,415
1株当たり純資産額 (円)	224.87	293.52	374.22	417.43

(注) 1. 第5期において、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、当該株式分割が第5期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング
株式会社J O I B	100百万円	100.0%	支配権争奪ならびに企業再編・事業再編等のM&Aに特化した専門的なFA業務

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	2,037百万円	6,225百万円

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	内容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング (投資銀行業務、証券代行事業含む) ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
203名	13名 (増)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイムおよび休職者）を含んでおります。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	2名 (増)	43.4歳	12.1年

(注) 平均勤続年数は、株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

株式会社三井住友銀行 200百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 17,839,710株（自己株式 76,283株を含む）
 (3) 株主数 5,689名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
寺下 史郎	9,055,100	50.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,430,200	8.05
BBH FOR FINANCIAL INV TRUST GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FD	500,700	2.81
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	460,200	2.59
KIA FUND 147-TOKIO MARINE	363,600	2.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	301,307	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	250,442	1.40
4 5 アイズ株式会社	200,100	1.12
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	192,700	1.08
寺山 樹生	140,200	0.78

- (注) 1. 持株比率は自己株式（76,283株）を控除して計算しております。
 2. 2022年3月28日付で、公衆の閲覧に供されている変更報告書において、2022年3月25日現在でグランジャー・ピーク・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（Grandeur Peak Global Advisors, LLC）が1,116,000株（保有割合6.26%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	120株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年7月7日を払込期日とする特定譲渡制限付株式発行に伴い、発行済株式の総数が1,400株、資本金および資本準備金がそれぞれ9,625千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺下 史郎	代表取締役社長	CEO (最高経営責任者) 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 株式会社J O I B代表取締役社長・CEO
栗尾 拓滋	代表取締役副社長	COO (最高執行責任者) 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO 株式会社アイ・アール ジャパンエクイティ・コンサルティング第二本部 管掌
大西 一史	取締役 (監査等委員)	株式会社アイ・アール ジャパン取締役 (監査等委員) 株式会社J O I B取締役 (監査等委員)
家森 信善	取締役 (監査等委員)	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・所長 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 財務省「財政制度等審議会」専門委員 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
能見 公一	取締役 (監査等委員)	株式会社ジェイ・ウィルコーポレーション顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役 スパークス・グループ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 安永崇伸氏は、2021年6月10日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 (監査等委員) であります大西一史氏、家森信善氏および能見公一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大西一史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) であります大西一史氏、家森信善氏および能見公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年8月10日をもって、取締役 (株式会社アイ・アール ジャパン取締役兼株式会社J O I B取締役) 皆川裕氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役寺下史郎氏、栗尾拓滋氏、大西一史氏、家森信善氏および能見公一氏は当社と補償契約を締結しており、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を補償することとしております。もっとも、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当社が保険会社との間で締結する役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補償を行わないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、2021年8月10付で取締役を辞任いたしました皆川裕氏とも、上記と同内容の補償契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社役員（会社法上の取締役、重要な使用人をいい既に退任している者も含みます。以下、本項において同じです。）、当社子会社役員であり、当社役員分の保険料については、当社が負担しております。もっとも、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	47,029 (-)	45,300 (-)	1,729	-	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	20,160 (20,160)	20,160 (20,160)	-	-	4 (3)
合 計	67,189	65,460	1,729	-	7

- (注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は8,640千円でありませぬ。

(参考) 当事業年度に係る重要な子会社アイ・アール ジャパンにおける取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	405,465 (-)	384,360 (-)	21,105	-	8 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	26,055 (17,415)	26,055 (17,415)	-	-	4 (4)
合 計	431,520	410,415	21,105	-	12

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、子会社アイ・アール ジャパンにおける2020年3月16日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第10期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、子会社アイ・アールジャパンにおける2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円 (うち社外取締役分は30百万円) 以内と決議いただいております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役が受ける報酬等の方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されております。基本報酬である月額報酬については、役職ごとの役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価としてその職位、職責等に応じたものとしつつ当社グループ全体の業績貢献を重視する観点から前連結会計年度の業績貢献を勘案したうえで柔軟に決定することとしております。

業績連動報酬である賞与については、当社グループにおける持続的な成長を測るうえでの重要なメルクマールの一つである前連結会計年度の連結営業利益の増加率等に基づき、過去の支給実績や貢献度などを総合的に勘案のうえ、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえて決定することとしております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、連結会計年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定することとしております。

なお、報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針につきましては、具体的な比率は定めないものの、中長期的に業績連動報酬や株式報酬の比率を高めていくことを基本方針とし、前連結会計年度の業績貢献に応じた柔軟な報酬体系としております。また報酬等の支給時期または条件の決定に関する方針につきましては、2月～3月に開催される指名・報酬諮問委員会および取締役会において、来期の月額報酬および譲渡制限付株式報酬の額および条件を決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬である月額固定金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。また、監査等委員の協議によって決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円（うち社外取締役分は40百万円）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会が個人別の役員報酬等の額等を決定するに際しては、株主総会において決議された限度額の範囲内で、かつ報酬額の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が独立性が担保された指名・報酬諮問委員会に諮問し、その十分な審議を経たうえで決定することとしております。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員） 大 西 一 史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大西一史氏は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アールジャパンの取締役（監査等委員）および株式会社J O I Bの取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、株式会社アイ・アールジャパンおよび株式会社J O I Bは当社が株式を100%保有する完全子会社であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

大西一史氏は、当期開催の取締役会18回のすべて、また監査等委員会19回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた観点から、必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

大西一史氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

②取締役（監査等委員） 家 森 信 善

ア. 重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・所長、国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授および株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学、国立大学法人名古屋大学および株式会社地域経済活性化支援機構との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会18回のすべて、また監査等委員会19回のすべてに出席し、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行う等取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

家森信善氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

③取締役（監査等委員） 能見公一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

能見公一氏は、株式会社ジェイ・ウィルコーポレーション顧問、西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役およびスパークス・グループ株式会社社外取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社ジェイ・ウィルコーポレーション、西本Wismettacホールディングス株式会社およびスパークス・グループ株式会社との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

能見公一氏は、就任以降開催の取締役会14回のすべて、また就任以降開催の監査等委員会14回のすべてに出席し、経営のみならず投資活動を通じた企業の事業育成および支援等これまでの豊富な実績と経験に基づいた観点から、必要かつ確かな助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

能見公一氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称）に勤務経験を有する者
- ②当社の主要株主または法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※1）

- ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
- ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※2）
- ⑤当社グループの主要な借入先の業務執行者（※3）
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
- ⑦当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※4）
- ⑧当社グループから多額の寄付および助成を受けている者（※5）
- ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑩過去5年間に於いて上記②から⑧のいずれかに該当していた者
- ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等

- ※1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう
- ※2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう
- ※3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう
- ※4：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう
- ※5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,500千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,420千円

(注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,203,085	流 動 負 債	1,549,601
現金及び預金	5,802,794	買掛金	89,405
売掛金	1,051,653	短期借入金	200,000
契約資産	37,820	未払金	189,231
仕掛品	6,835	未払費用	43,691
前払費用	155,896	未払法人税等	653,478
その他の	148,084	契約負債	64,137
固 定 資 産	1,824,163	預り金	63,306
有 形 固 定 資 産	388,452	賞与引当金	158,784
建物附属設備	206,593	その他の	87,565
車両運搬具	9,242	固 定 負 債	62,613
工具、器具及び備品	172,615	長期未払金	50,710
無 形 固 定 資 産	707,557	退職給付に係る負債	11,902
ソフトウェア	697,949	負債合計	1,612,214
その他の	9,607	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	728,154	株 主 資 本	7,412,441
投資有価証券	176,990	資本金	865,298
敷金及び保証金	332,435	資本剰余金	553,406
長期売掛金	88,560	利益剰余金	6,403,741
繰延税金資産	192,748	自己株式	△410,004
その他の	8,700	その他の包括利益累計額	2,592
貸倒引当金	△71,280	その他有価証券評価差額金	2,592
		純 資 産 合 計	7,415,033
資産合計	9,027,248	負債純資産合計	9,027,248

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,402,608
売上原価	1,273,705
売上総利益	7,128,903
販売費及び一般管理費	3,639,493
営業利益	3,489,410
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	210
未払配当金除斥益	112
未助成金収入	785
保険配当金	781
その他	254
	2,163
営業外費用	
支払利息	1,219
為替差損	1,308
投資事業組合運用損	8,467
株式報酬費用消滅損	2,750
その他	166
	13,911
経常利益	3,477,661
税金等調整前当期純利益	3,477,661
法人税、住民税及び事業税	1,012,416
法人税等調整額	30,416
当期純利益	2,434,828
親会社株主に帰属する当期純利益	2,434,828

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	855,673	543,781	5,656,377	△410,004	6,645,828
当期変動額					
新株の発行	9,625	9,625			19,250
剰余金の配当			△1,687,465		△1,687,465
親会社株主に帰属する当期純利益			2,434,828		2,434,828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,625	9,625	747,363	-	766,613
当期末残高	865,298	553,406	6,403,741	△410,004	7,412,441

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,184	1,184	6,647,012
当期変動額			
新株の発行			19,250
剰余金の配当			△1,687,465
親会社株主に帰属する当期純利益			2,434,828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,408	1,408	1,408
当期変動額合計	1,408	1,408	768,021
当期末残高	2,592	2,592	7,415,033

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,743,171	流 動 負 債	377,760
現金及び預金	2,410,593	短期借入金	200,000
未収入金	329,102	未払金	9,584
前払費用	2,615	未払法人税等	149,677
その他の	860	賞与引当金	933
		その他の	17,564
固 定 資 産	2,549,336	固 定 負 債	1,494
有 形 固 定 資 産	126,817	長期未払金	1,494
建物附属設備	83,496		
工具、器具及び備品	43,321	負債合計	379,254
無 形 固 定 資 産	184	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	184	株 主 資 本	4,913,254
投 資 そ の 他 の 資 産	2,422,334	資 本 金	865,298
投資有価証券	168,402	資 本 剰 余 金	1,285,009
関係会社株式	2,137,164	資 本 準 備 金	854,100
敷金及び保証金	96,535	そ の 他 資 本 剰 余 金	430,909
繰延税金資産	20,232	利 益 剰 余 金	3,172,951
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,172,951
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,172,951
		自 己 株 式	△ 410,004
		純 資 産 合 計	4,913,254
資 産 合 計	5,292,508	負 債 純 資 産 合 計	5,292,508

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
受 取 配 当 金	1,855,511
経 営 指 導 料	828,636
	2,684,147
営 業 費 用	
営 業 利 益	224,472
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11
未 払 配 当 金 除 斥 益	112
保 険 配 当 金	781
	905
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,219
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8,467
雑 損	550
	10,237
経 常 利 益	2,450,342
税 引 前 当 期 純 利 益	2,450,342
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	180,294
法 人 税 等 調 整 額	3,616
当 期 純 利 益	2,266,431

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	855,673	844,475	430,909	1,275,384	2,593,985	2,593,985
事業年度中の変動額						
新株の発行	9,625	9,625		9,625		
剰余金の配当					△1,687,465	△1,687,465
当期純利益					2,266,431	2,266,431
事業年度中の変動額合計	9,625	9,625	-	9,625	578,965	578,965
当期末残高	865,298	854,100	430,909	1,285,009	3,172,951	3,172,951

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△410,004	4,315,038	4,315,038
事業年度中の変動額			
新株の発行		19,250	19,250
剰余金の配当		△1,687,465	△1,687,465
当期純利益		2,266,431	2,266,431
事業年度中の変動額合計	-	598,215	598,215
当期末残高	△410,004	4,913,254	4,913,254

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

取締役会 御中PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 監査等委員会

監査等委員 大西 一史 ㊟

監査等委員 家森 信善 ㊟

監査等委員 能見 公一 ㊟

(注) 監査等委員大西一史、家森信善および能見公一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

当社本店会議室（セミナールーム）（霞が関ビルディング26階）
電話 東京(03)3519-6750



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車
11番出口より徒歩約2分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」 駅下車
A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。